

第4次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・ 支援に関する基本計画の策定に係る諮問について

1 諮問の趣旨

「北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画」（以下、「配偶者暴力防止基本計画」という。）は、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく法定計画、かつ、北海道男女平等参画基本計画に定める「男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶」に向けた施策の方向を示す計画として策定している。

本年3月に、第3次北海道男女平等参画基本計画を策定したこと、また、平成26年7月に策定した現行の「第3次配偶者暴力防止基本計画」が平成30年度で計画期間を終了することから、平成30年度中に新たに「第4次配偶者暴力防止基本計画」を策定することとしている。

「第4次配偶者暴力防止基本計画」を策定するにあたり、計画に盛り込む基本的な事項について、貴審議会の意見を求めるもの。

2 現行計画策定の経緯等

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）第2条の3第1項の規定に基づき、平成18年3月に「配偶者暴力防止基本計画」を策定
- (2) 平成20年1月に国の基本方針が改定されたことから、新たに盛り込まれた事項を勘案して、平成21年3月に「第2次配偶者暴力防止基本計画」を策定
- (3) 平成26年1月の基本方針の改定等を踏まえ、同年7月に「第3次配偶者暴力防止基本計画」を策定【計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間】

3 計画策定の進め方

(1) 計画の性格

ア 配偶者暴力防止法第2条の3第1項の規定に基づく法定計画

イ 第3次北海道男女平等参画基本計画に定める「男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶」に向けた施策の方向を示す計画

(2) 計画期間

計画期間は、計画期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とし、法及び基本方針が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直すこととする。

(3) 改定にあたっての基本的考え方

ア 国の基本方針（平成26年1月改定）に即して定める。

イ 平成26年7月以降の社会情勢の変化、配偶者暴力の状況、道の施策の進捗状況を踏まえて策定する。

(4) 審議会における進め方

審議会に専門部会を設置し、審議を行う。

(5) スケジュール

- | | |
|-------------|------------------------|
| ・平成30年6月12日 | <u>北海道男女平等参画審議会へ諮問</u> |
| ・平成30年7月～9月 | 専門部会で審議 |
| ・平成30年10月 | 北海道男女平等参画審議会から答申 |
| ・平成30年11月 | 計画（素案）作成 |
| ・平成30年12月～ | パブリックコメントの実施 |
| ・平成31年1月 | 計画（案）作成 |
| ・平成31年3月 | 計画決定 |